

平成24年度 第7回

青梅市教育委員会定例会会議録

日 時 平成24年8月2日（木）午後1時30分
場 所 青梅市役所3階教育委員会会議室

第7回青梅市教育委員会（定例会）議事日程

会 期 平成24年8月2日（木） 1日間

場 所 青梅市役所3階教育委員会会議室

- 1 委員長開会および開議宣言
- 2 会議録署名委員の指名
- 3 報告事項
 - (1) 委員長報告
 - (2) 教育長報告
- 4 協議事項
- 5 議案審議
議案第11号 平成25年度使用教科用図書の採択について【追加議案】
- 6 委員長閉議および閉会宣言

教育長報告（再掲）

- 1 小規模特別認定校児童・生徒募集について（総務課）
- 2 青梅市教育推進プラン平成24年度における取組事項について（教育指導担当）
- 3 平成23年度青梅市学校給食会会計決算について（学校給食センター）
- 4 おうめ子ども俳句コンテスト実施要領の制定について（社会教育課）
- 5 美術作品等の寄贈について（文化課）
- 6 平成23年度青梅市図書館の利用状況について（中央図書館管理課）
- 7 諸報告
 - (1) 委員会等会議録
 - ア 青梅市社会教育委員会会議録（社会教育課）
 - (2) 事業等の実施結果について
 - ア 青梅市立美術館市民ギャラリーを利用したチャリティー事業の実施結果について（文化課）

協議事項（再掲）

- 1 いじめ問題への取組について（指導室）
- 2 平成25年度使用教科用図書の採択について（指導室）
- ~~3 青梅市公立学校教員海外姉妹都市派遣研修実施要綱の一部改正について（指導室）~~ 削除
- 4 ふれあいセンター施設の再編について（社会教育課）

出席委員	教育委員会委員長	小野具彦
	教育委員会委員	北島朋子
	教育委員会委員	岡本昌己
	教育委員会委員	中村洋介
	教育委員会委員	畑中茂雄

出席説明員	教育長（再掲）	畑中茂雄
	教育部長	柳内秀樹
	総務課長	宇津木博宣
	施設課長	村木晃
	指導室長	野村友彦
	教育指導担当主幹	中嶋建一郎
	給食センター所長	朱通智
	社会教育課長	武藤裕代
	文化課長	石川裕之
	中央図書館管理課長	星野和弘

書記	総務課庶務係長	永沢雅文
	総務課庶務係	松井慎治

午後 1 時 30 分開会

日程第1 委員長開会および開議宣言

【委員長】 本日の定例会には、委員 5 名が出席しておりますので本会議は成立いたしました。これより、平成 24 年度第 7 回青梅市教育委員会定例会を開会いたします。本日の会議を開きます。

日程第2 会議録署名委員の指名

【委員長】 本日の会議録の署名委員には、〇〇委員を指名いたします。

【委員】 はい、わかりました。

【委員長】 次に、5 月 7 日開催の第 2 回定例会および 5 月 28 日開催の第 3 回定例会の会議録につきましては、前回の定例会でお配りし、ご覧いただいておりますので、よろしければこの場でご承認をいただきたいと思いますが、ご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

【委員長】 ご異議がないようでございますので、第 2 回定例会および第 3 回定例会の会議録につきましては、ご承認いただいたということにさせていただきます。

次に、第 4 回臨時会および第 5 回定例会の会議録が机上に配付されております。次回までにご覧いただきまして、次回の定例会でご承認をいただきたいと思っております。

【提出案件の取消】

【委員長】 次に、ここで、総務課長から、各委員に送付されました議事日程の一部変更について発言が求められておりますので、発言を許可します。

【総務課長】 本日の議事日程の一部変更についてお願いをさせていただきます。

議事日程 4、協議事項のうち、まことに申しわけありませんが、協議事項 3 の青梅市公立学校教員海外姉妹都市派遣研修実施要綱の一部改正について、につきまして、取り下げをお願い申し上げます。

このたびの一部改正に当たりましては、庶務課法制係および秘書広報課と協議してまいりましたが、先日、庶務課から姉妹都市ボッパルト市への青少年友好親善使節派遣事業実施要綱においても一部改正をする必要があることから、再度教育委員会と調整させていただきたい旨の申出があったことによるものであります。

取り下げにつきまして、よろしくお取り計らいますようお願いいたします。

【委員長】 ただいま、総務課長から、本日の協議事項のうち、協議事項 3 青梅市公立学校教員海外姉妹都市派遣研修 実施要綱の一部改正について、取り下げの申出がありました。その理由として、姉妹都市への派遣事業を実施する担当課の要綱改正が必要となったことから、再度、調整を要するため、とのことであります。

お諮りいたします。協議事項 3 青梅市公立学校教員海外姉妹都市派遣研修実施要綱の一部改正

について、を取り下げることについて、ご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

【委員長】 異議なし、とのことでありますので、さよう決定いたしました。

日程第3 報告事項

(1) 委員長報告

【委員長】 それでは、報告事項から始めます。

まず委員長報告ですが、どなたかございますか。

【委員】 先週、美術館で今やっております美術展「学問ノススメ」を、参観させていただきまして、観客は多くなかったんですけども、恐らく市内の中学生だと思いますが、3人ぐらい男の子が連れ立って来ていまして、熱心に見てくれていました。やはりタイトルが、夏休みのいわゆる自由課題とかそういうことと絡んで、とても興味を引く内容と受けとめていただいたのではないかと思って、よかったなと思っています。

作品の方も、古いものから比較的新しいものまで、バランスよく展示されていまして。特に小さい方の小島善太郎美術館の半分を使った展示室には、あ、こんな作品が青梅にもあるんだと、小品ですけども、私自身もとてもびっくりするようないい作品がたくさんあって、あらためて美術館の力というものを感じました。

【委員】 私も美術館の「学問ノススメ」を見てまいりました。今、委員もおっしゃったように、小さい方のお部屋にあったのは算数と、それから英語、保健体育、図画工作などというものがあったんですけども、美術館で算数ってどういうものだろうと思っていきましたけど、とても興味深く見させていただきました。小学生でもわかるんじゃないかなと思いましたので、ぜひこの機会に見にいらしていただけたらいいなというふうに感じました。

【委員】 2点ほどお話をさせていただきます。

1点目は、7月6日に社会教育課主催で開催されました立川断層の講演会に出席をいたしましたが、大変よい内容でした。立川断層研究の第一人者というのが、首都大学東京の山崎教授ですが、ご本人がいらっやっして、ほぼ2時間みっちり講義をいただきまして、断層とは何ぞやから、立川断層の特徴まですべてお話しいただきました。我々普通に活断層というと、何だか急に地面が割れて上下の差がガーンとなっちゃうような印象を持っていて、立川断層危ないよといわれると、何かそんなことが起こるんじゃないかと、いたずらに不安を感じていたわけですが、先生のお話では、ほぼ200メートルぐらいの幅で緩やかに段差ができるというお話なんですね。それと、そこに家があると急にバシッとなっちゃうなんて話ではなくて、かなり安心すると。むしろ気をつけなければいけないのは、断層の真上ではなくて、その周りで、しかも火事に気をつけてくださいとかいうようなお話でして、何となくテレビでマスコミが騒いでいるようなことに比べると、かなり違った内容というか、そういうことが広く市民に知られることというのは、非常に重要なんじゃないかなという気がいたしまして、ぜひどんどん続けていただきたいなというふう

に思いました。

それからもう一つは、中学校の陸上競技大会に行かせていただいたんですが、当日はあいにくものすごい豪雨で、出場している中学生の皆さんは本当に大変だったんですが、そんな中で、男子の100メートル、1年生と2年生で、1年生が大会タイ記録、2年生が大会新記録、2年生は11秒8というすばらしい記録を出していただいて、本当にその頑張りに感激をいたしました。

【委員長】 ほかにございますか。よろしいですか。

ありがとうございました。

以上で、委員長報告は終了いたします。

(2) 教育長報告

1 小規模特別認定校児童・生徒募集について(総務課)

【委員長】 続きまして、教育長報告に移ります。報告事項1、小規模特別認定校児童・生徒募集について、説明をお願いいたします。

【総務課長】 それでは、小規模特別認定校児童・生徒募集についてご説明いたします。報告資料1をご覧くださいと存じます。

これは、来年度、平成25年度における成木小学校および第七中学校の小規模特別認定校制度による募集予定人員等についての概要をお示ししております。

初めに、1の青梅市立成木小学校についてご説明いたします。

成木小学校は、平成21年度から小規模特別認定校制度による児童の募集を始め、来年、平成25年度で5年目に入ります。

(1)の定員および募集人員であります。募集は例年どおり1学年から3学年としております。各学年の定員を20名とし、学区内の入学予定者および学年進行による進級者を除いた人数を募集予定人員としております。

(2)の学校見学会・説明会は、9月14日および28日の2回予定されております。

(3)の申し込み期間は、10月1日から31日まででございます。

(4)面接につきましては、11月9日を予定しております。

次に、2の青梅市立第七中学校についてご説明いたします。

第七中学校は、本年度から小規模特別認定校制度による生徒の入学を始めており、来年度が2年目になります。

(1)の定員および募集人員であります。募集は前年度と同様、1学年のみとしております。1学年の定員を20名とし、成木小学校からの入学予定者が13名見込まれるため、募集予定人員はその差の7名としております。

(2)学校見学会・説明会でございますが、学校見学会につきましては、7月23、25、27日に既に実施してございまして、男子児童2名の見学があったとのことです。なお、9月6日に見学会および説明会を開催いたします。

(3) の申し込み期間は、成木小学校と同様に10月1日から31日まででございます。

(4) の面接は、12月15日を予定しております。

両校の児童・生徒の募集につきましては、市内の小学校および保育園・幼稚園を通じてチラシを配布するとともに、教育委員会といたしましても、広報おうめ、ホームページ等で周知を図ってまいります。

小規模特別認定校児童・生徒募集については、以上でございます。

【委員長】 説明は終わりました。ただいまの説明に対して、何かご質問、ご意見等ございますか。

【委員】 成木小学校で、2学年、3学年に募集があるということは、新しい学年で転校してこちらに来るということですか。

【総務課長】 そうです。

【委員】 この要綱を見れば、たぶん出ているかと思うんですが、定員20人というのはどういう意味があるのか、あらためて教えてください。

【総務課長】 青梅市小規模特別認定校設置要綱がございます。「就学募集および定員」という項目がございます、「募集する学年および就学定員については、当該校の児童・生徒数を勘案し、教育委員会と当該校の校長が協議して定めるものとする」というふうになっております。小人数指導のよさを保ちつつ、なおかつ学校の活気を保つためということで、20名を今現在、基準としております。児童・生徒の募集については、学年進行等で、20人から、まだ余裕のある分を新たに募集するという考え方でやっております。

【委員長】 よろしいですか。それでは報告として承ったということにさせていただきます。

2 青梅市教育推進プラン平成24年度における取組事項について(教育指導担当)

【委員長】 次に、報告事項2、青梅市教育推進プラン平成24年度における取組事項について、説明をお願いいたします。

【教育指導担当主幹】 青梅市教育推進プラン平成24年度における取組事項について説明させていただきます。

報告資料2、A4判横のものをご覧ください。1枚目は「青梅市教育推進プランの体系」となっております。左から、教育目標・基本方針、推進プラン提言の柱、提言の方向性、具体的な提言、教育施策との関連となっております。

2枚目以降に取組事項を書かせていただいております。1枚おめくりください。2枚目が柱1から柱2、2枚目裏から3枚目に柱2が続いておりまして、3枚目に柱3、3枚目裏に柱4となっております。

2枚目の表をご覧ください。昨年度から、教育推進プランの提言と各課等の取組の関係に絞って書かせていただいております。一番左側が提言の方向性と提言、次が各課との取組となっております。右の取組状況の欄につきましては、年度末に記入し、ご報告させていただく予定でございます。

います。

以上でございます。

【委員長】 説明は終わりました。ただいまの説明に対して、何かご質問、ご意見等ございますか。

【委員】 各課等の取組は、年度当初の計画を示すとなっているので、これはまだまだ変更が可能という意味なんですか。

【教育指導担当主幹】 年度当初、このように示させていただきましたが、これから追加するものもございます。年度末のご報告のときには、新たに追加されたもの等を加えさせていただきます。

【委員】 ここでまたその議論を始めると長くなっちゃうので、簡単に気づいたことを。

例えば「環境教育の充実」で、「全小中学校におけるCO₂削減の取組」となっているんですが、当然CO₂の削減の取組というのが重要性を失ったわけでは決してないですけども、ただ世間的に見ると、今どちらかというと節電という意識が非常に高く、何となくそういうタイムリーなテーマをうまく与えた方が取組やすいんじゃないのかなという印象を持ったので、今お伺いしたわけです。

【委員】 4ページの「家庭教育への支援を図る」の三つ目の取組ですけども、「各学校における道徳地区公開講座、学校運営連絡協議会、PTA役員会等での」との後が、もしかして何か切れてしまっているのでしょうか。

【教育指導担当主幹】 文字が切れているようです。確認しまして、改めてご報告させていただきます。申し訳ありませんでした。

【委員】 この表をつくるだけでも大変な作業だろうというふうに、まず思ったんです。何年かやられているわけですけども、この推進プランというのは、各課の取組状況まで、毎年毎年こうやって確認していくべき性格のものなのかどうかというのが、ちょっとこれを見ていて、事務量的に大変膨大な仕事ではないかなという印象をまず持ちました。それは、いわゆる事務点検評価がございませぬ。あれとの関係を含めていくと、重複した仕事をやられているような気がしてしょうがないのですけれども、その辺についてはどのようにお考えなんでしょうか。

【教育指導担当主幹】 ご指摘ありがとうございます。実は、その辺の論議はしていないところがありますので、こういった評価につきましても、やはり少し絞っていった方がいいというところもあると思いますので、議論してまいりたいと思います。ありがとうございます。

【委員】 関連して、これはたしか学校の方からも報告書をいただいている流れになっているような気がします。事務量の簡素化という言葉はちょっと使ってはいけないでしょうが、もう少し効率化というんでしょうか、その辺を少し議論すべき資料なのかなと思って、ちょっと拝見させていただいたので、ぜひそういう形で今後はさらに検討していただけるとありがたいと思います。

【委員長】 よろしいですか。それでは報告として承ったということにさせていただきます。

3 平成23年度青梅市学校給食会会計決算について(学校給食センター)

【委員長】 次に、報告事項3、平成23年度青梅市学校給食会会計決算について、説明をお願いいたします。

【給食センター所長】 それでは、平成23年度青梅市学校給食会会計決算についてご説明させていただきます。報告資料3をお開きください。

学校給食会の会計決算報告につきましては、青梅市学校給食会運営要綱第10項に、「学校給食会の会計決算は、年度終了後2カ月以内に作成し、事業報告書とともに監査員の意見を付し、理事会の承認を経て教育委員会に報告しなければならない」とあり、この規定にもとづきまして教育委員会にご報告させていただくものでございます。

初めに、平成23年度青梅市学校給食会会計決算の監査、および理事会の経過についてご説明させていただきます。

会計決算監査および理事会につきましては、去る平成24年7月23日に開催いたしました。監査では、決算書にもとづきご説明申し上げ、学校給食会の収入・収支などの計数の検証と、学校給食会預金の残高証明書にもとづく預金通帳の残高につきまして、監事に確認をいただきました。その結果、平成23年度青梅市学校給食会決算書は、青梅市学校給食会運営要綱ならびに青梅市学校給食会会計事務要領に準拠して作成され、各帳簿等、適正な処理がされているものと認められました。

さらに、監査終了後開催いたしました理事会におきまして、監事から監査報告を受け、学校給食会会計決算についてご審議いただき、原案どおり承認されたところでございます。

また、同日開催されました青梅市立学校給食センター運営審議会においても、学校給食会会計決算をご説明し、ご了承いただいております。

それでは順次、ご配付の資料にもとづきましてご説明申し上げます。

まず、収入の部からご説明申し上げます。一番左の列、科目の欄に記載の1小学校給食費以下、6諸収入まで、収入項目がございますが、収入の合計は左から3列目にありますとおり、調定額は6億1,704万5,380円となりました。これに対し、収入済額はその右の欄にありますとおり5億9,072万9,104円となりました。次に右の欄の不納欠損額であります。平成18年度に未収となりました給食費につきまして、平成23年度まで5年間、徴収に努力してまいりましたが、最終的に徴収不納となりました290万6,318円を不納欠損処理させていただいたものでございます。その結果、右の欄にありますとおり、調定額から収入済額および不納欠損額を差し引いた収入未済額は、2,340万9,958円になっております。

次に、下の表の支出の部についてであります。左側の科目の欄に記載の1小学校給食費以下、6予備費までの支出項目の合計が、右から3列目にありますとおり、支出済額は5億8,243万4,364円となりました。この結果、収入済額5億9,072万9,104円から支出済額5億8,243万4,364円を差し引いた額、829万4,740円が、一番下の欄外に記載

してございます収入支出差引残額となりまして、この金額を翌年度に繰越しさせていただくものでございます。

ページをおめくりいただきまして、平成23年度学校給食費学校別収入状況（現年度）をご覧ください。この表は、各学校等の学校給食費の収入状況を示す表でございます。収入率につきましては、一番下の行に記載のとおり、98.33%となっております。前年度収入率と比較いたしますと、一番右側の下のとおり、0.36ポイント減少となっております。

また、河辺小学校におきましては、収入率が89.92%、収入未済額238万8,580円と際立って収入状況の悪化が見られました。このことから、河辺小学校に対しまして、積極的に未納のある保護者への収納対策を実施するよう要請し、現在、未収金の徴収に努めていただいているところでございます。ちなみに、7月末現在、河辺小学校ではこのうち55万円を徴収しております。今後、学校給食センターと合同で臨戸徴収を実施するなど、さらに未収金の解消に努めてまいります。

続きまして、3ページでございます。学校給食費未収繰越分年度別収入状況をご覧ください。この表は、過年度分として未収繰越分の収入状況をあらわしたものでございます。

表の右側、合計の欄、下から3番目にありますとおり、収入率が17.13%となっており、その下の行の前年度収入率13.06%に対し、4.07ポイント上昇しております。過年度分の収入率の向上につきましては、夜間や休日に臨戸徴収を実施したこと、また電話催告等を実施するなどの未収金対策の強化による成果がございました。また、そのほか、こども手当から直接給食費を差し引く制度を活用したことも大きく影響しているものと考えております。

以上、ご説明いたしましたとおり、収入率は前年を下回る結果となりまして、4年連続前年を下回る、非常に厳しい状況となっております。学校給食費の収入率の向上につきましては、学校給食会における最重要課題の一つとしてとらえ、学校給食センターでは収入率の向上に向けた取組としてこども手当を活用し、過年度分の収入率向上を図ったところです。子ども手当につきましては、今年度に入りまして児童手当に変更されましたが、引き続き保護者の申出により、直接給食費を差し引くことができますので、未納の解消に有効な方法であります。現在、過年度分だけではなく、現年度分への活用につきましても、児童手当担当課と協議を進めており、引き続き未納の解消を図りたいと考えております。

さらに、現年度分につきましては、早い時期に集金を行うことが効果的であり、収入率の向上につながるの考え方から、6月29日に開催されました定例校長会におきましても、平成23年度の収入状況を報告し、さらなる収入率の向上に向け適切な対応をお願いしたところです。

続きまして、最後のページをご覧ください。平成18年度分学校給食費収入未済額の年度別収入状況です。こちらは、平成18年度に収入未済額となりました541万1,056円について、その後5年間、徴収を続けました収入状況を示すものでございます。

右側の表にありますとおり、5年間で250万4,738円を徴収いたしましたが、最終的に未収となりました290万6,318円を不納欠損させていただいたところでございます。その

結果、平成18年度分の最終収入率は99.44%となっております。

以上で、平成23年度青梅市学校給食会会計決算につきましての報告を終わらせていただきます。

【委員長】 説明は終わりました。ただいまの説明に対して、何かご質問、ご意見等ございますか。

【委員】 調定額というのはどういう意味を持っているのでしょうか。

【給食センター所長】 調定額は、保護者の方にお支払いいただくべき金額で、お支払いいただいているかどうかではなくて、これだけの金額をご負担していただくというものを集計した額でございます。

【委員長】 ほかにございますか。

よろしいですか。それでは報告として承ったということにさせていただきます。

4 おうめ子ども俳句コンテスト実施要領の制定について(社会教育課)

【委員長】 次に、報告事項4、おうめ子ども俳句コンテスト実施要領の制定について、説明をお願いいたします。

【社会教育課長】 おうめ子ども俳句コンテスト実施要領の制定について、報告資料4にもとづきましてご説明申し上げます。

この事業は、日本の伝統文化であり、世界最小の詩形とも呼ばれる「俳句」に触れ、親しみながら学習する機会を提供することを目的とするものでございます。「夏休みの思い出」をテーマとし、小・中学生から作品を募るもので、昨年に引き続き実施しようとするものです。

作品は過去最高の4,100の俳句が投句され、人気のある事業であると認識しております。表彰式を実施し、庁舎1階に表彰式の様子を写した写真とともに、入選作の展示を実施する予定でおります。

以上でございます。

【委員長】 説明は終わりました。ただいまの説明に対して、何かご質問、ご意見等ございますか。

よろしいですか。それでは報告として承ったということにさせていただきます。

5 美術作品等の寄贈について(文化課)

【委員長】 次に、報告事項5、美術作品等の寄贈について、説明をお願いいたします。

【文化課長】 それでは、美術作品等の寄贈について、報告資料5にもとづきご説明申し上げます。

お二方からご寄贈がございまして、お一人目でございます。

寄付の申出者は、佐藤博子さん。寄付申出の年月日は5月7日となっております。

(2) 作品内容でございますけれども、恐れ入りますが3ページをご覧いただきたいと存じま

す。こちらに掲載してございます「或る女の肖像」の寄贈の申出をいただいております。評価額といたしましては90万円となっております。

恐れ入りますが1ページ目にお戻りいただきたいと存じます。

(3) 寄付の理由でございますけれども、独立美術協会の作家を多数所蔵している青梅市立美術館に、妹尾正彦の作品を永久保存してほしいというものでございます。

(4) の美術館の評価でございますけれども、こちらにつきましてはぜひ美術館としては引き取りまして、コレクションに加えたいというものでございます。

(5) につきましては、作家でございます妹尾正彦の略歴が記載してございます。

続きまして、お二人目でございます。寄付の申出者名は、山田幸男さんでございます。こちらにつきましては、6月13日に申出がございました。

(2) 寄付の内容でございます。恐れ入りますが、4ページをお開きいただきたいと存じます。こちらに寄付金および寄付物品の内訳がございます。(1)の寄付金総額でございますけれども、500万円でございます。こちらにつきましては、寄付金の事業指定内訳といたしまして、青梅市立美術館の管理運営と美術作品取得に関する経費に役立てていただきたいという申出をいただいております。

(2) 寄付物品でございますけれども、山田文子さんは、お申出いただいた山田幸男さんの奥様でございますけれども、絵画4点でございます。「混血児」「彩られた朝」「曾祖母の死」「過ぎ去らぬもの」、以上の4点でございます。こちらにつきましては、美術館評価額が合計で420万円となっております。

再び1ページにお戻りいただきまして、一番下、(3) 寄付理由でございます。独立美術協会に所属する作家の作品を多数収蔵し、過去には特別展を開催するなど縁の深い青梅市立美術館に、妻・山田文子氏の作品を永久保存するとともに、寄付金を贈って広く美術館のために役立ててほしいというものでございます。

(4) 美術館評価でございますけれども、こちらにつきましてもぜひ引き取って、コレクションに加え、また寄付金も受領したいというものでございます。

作家の山田文子さんの略歴につきましては、(5) のとおりでございます。

美術作品等の寄贈についての報告は、以上でございます。

【委員長】 説明は終わりました。ただいまの説明に対して、何かご質問、ご意見等ございますか。

【委員】 質問ではなくて、妹尾さんの作品、たくさん美術館にあるんですが、前々回の「空を見上げて」という展覧会の中に幾つか出ておまして、家族で見させていただいております。家族が感動して見ていた作家さんだなということで、またひとつ点数がふえて、大変うれしいなと思いました。

【委員長】 ほかにございますか。

よろしいですか。それでは報告として承ったということにさせていただきます。

6 平成23年度青梅市図書館の利用状況について(中央図書館管理課)

【委員長】 次に、報告事項6、平成23年度青梅市図書館の利用状況について、説明をお願いいたします。

【中央図書館管理課長】 報告資料6をご覧いただきたいと存じます。以前に、委員から、図書館の利用状況がよくわからないというご指摘をいただいております。平成23年度の実績が出てきましたので、それをもとに現在の状況を説明させていただきます。

大きく5項目について説明をさせていただきます。

初めに、1. 図書館事業結果でございます。これは図書館で行われました各種事業でございます。1番から11番まで、おはなし会関係の事業でございます。おはなし会を中央図書館、学校等におきまして実施いたしまして、66回、1,547人の参加を得てございます。そのほかに、3カ月健診時にブックスタート事業、またボランティアの研修等を実施してございます。

2ページ目をご覧ください。12から18でございます。こちらは一般向けといたしまして市制施行60周年記念事業、博物館との共催事業、DVDの上映会、聴覚障害者・視覚障害者向けの事業などを行っております。この18番までの合計を見ますと、121回、3,842人でございます。

19番以降につきましては、職場体験、図書館実習などを受け入れておまして、20回、48人の受け入れをしてございます。1回当たり3日から2週間程度でございます。また、このほかに展示といたしまして年6回のテーマ展示や、季節、時事の関係の展示などを行ったところでございます。

1枚めくっていただきまして、2の中央図書館入館者数と駐車場利用状況でございます。下から3段目、合計の欄をご覧いただきたいと存じますが、入館者数は年間で約58万7,000人、駐車場利用者は約5万人強でございます。1日平均で見ますと、入館者が約2,000人、駐車場利用が約180台、利用率8.9%となっているところでございます。

次に、下の段の3. 青梅市図書館登録者と利用者でございます。こちらも下から3段目、合計をご覧いただきたいと存じますが、登録者は電算化以降ということで、11万人となっております。また、利用者数は延べ約42万人でございます。延べということでございますので、実利用者でいきますと、約3万2,000人でございます。団体貸出は約1万2,000冊。こちらにつきましては、小学校へ約4,000冊、学童クラブへ4,300冊、そのほか小学校および読み聞かせボランティア、保育所・幼稚園、福祉施設、自主グループなどに貸出ししてございます。

続きまして、4. 青梅市図書館図書資料等利用状況でございます。合計欄をご覧いただきたいと存じます。図書の貸出冊数でございますが、一般書が56万4,000冊、児童書が26万6,000冊、雑誌が7万4,000冊、合計で約90万冊でございます。蔵書につきましては、図書が57万4,000冊、表記してございませんが、雑誌につきましては、600タイトル、

3万6,000冊ございます。

蔵書につきまして、中央が25万7,000冊、分館につきましては青梅が、元中央図書館だったということもございまして4万5,000冊、そのほかの分館につきましては2万から3万冊でございます。

このほかに、視聴覚資料としましてCD、DVD、ハンディキャップ資料といたしまして点字図書、デージー、バリアフリーDVDといったものがございます。これら図書、雑誌、視聴覚資料、ハンディキャップ資料の貸出を合わせますと、107万1,482点、約107万点の貸出しとなったところでございます。

最後に、5. 蔵書数の増減でございます。年間で約2万冊の購入予定でございます。2,800冊の微増、2万2,000冊の除籍をいたしました。分館におきましては600冊から1,000冊という購入冊数ということで、蔵書2万から3万冊となりますと、なかなか更新率が上がらないというのが課題というふうに考えてございます。

最後に、参考資料としてA4の1枚ものがあるかと思えます。こちらは、評価指標人口段階別目標数値一覧、人口15万人未満ということでございます。これは、日本図書館協会が図書館評価指標といたしまして、人口10万から15万の自治体、約108市の図書館を、上位10%の平均、上位4分の1(25%)の平均、および平均ということで27項目について、平成21年度の実績を基準としたものでございます。同規模自治体の中でどの程度の実績があるのかを見るものでございます。

青梅市につきまして、平成22・23年度の数字を記載いたしました。この中で、10%、平均より多いものにつきましては、2の図書館数、5の専任・非常勤・臨時・委託・派遣とあるのは、職員数でございます。8の経常費今年度予算、17の受入新聞の4項目となっております。これらはいずれも、図書館数が多いことによるものというふうに考えてございます。

次に、平均を下回っているものにつきましては、15の専任司書、18の蔵書更新率、19の開架資料更新率、26の団体貸出数となっております。

残りの項目のうち、14項目は上位4分の1以上、5項目が平均以上となっております。ほとんどが平均以上でございまして、3分の2の項目につきましては、上位4分の1を超えておりますので、青梅市図書館として成果を上げていると評価しているところでございます。

以上、報告させていただきます。

【委員長】 説明は終わりました。ただいまの説明に対して、何かご質問、ご意見等ございますか。

【委員】 3の図書館の登録者数のところで、青梅図書館が865とあるんですが、これは非常に少ない数字のように見えるのですけれども、中央図書館ができたことと関係があるんでしょうか。

【中央図書館管理課長】 青梅図書館につきましては平成22年4月から、それまで中央図書館であったものが青梅図書館となったものでございますので、そこからの数でございますので、数

が少なくなっております。

【委員長】 よろしいですか。それでは報告として承ったということにさせていただきます。

7 諸報告

(1) 委員会等会議録

ア 青梅市社会教育委員会議会議録(社会教育課)

(2) 事業等の実施結果について

ア 青梅市立美術館市民ギャラリーを利用したチャリティー事業の実施結果について(文化課)

【委員長】 次に、報告事項7、諸報告ですが、あらかじめ各委員には、事前に目を通していただいておりますので、何かご質問、ご意見等がございましたらお願いいたします。

(「なし」と呼ぶ者あり)

【委員長】 報告事項は以上で終了いたします。

日程第4 協議事項

1 いじめ問題への取組について(指導室)

【委員長】 次に協議事項に移ります。協議事項1を議題といたします。いじめ問題への取組について、説明をお願いいたします。

【指導室長】 それでは、いじめ問題への取組についてご説明いたします。

昨年11月、滋賀県大津市におきまして発生いたしました中学2年生男子生徒の自殺につきまして、いじめが原因であるとの報道が7月上旬からなされております。指導室といたしましては、いじめの未然防止と自殺防止の視点に立った取組を、再度徹底することを学校に指導いたしました。

協議資料の1をご覧ください。今回の報道を受けまして、指導室で各学校に配付・通知したものを主に、協議資料として今回ご提出いたしました。この通知は、大津市の報道を受けまして指導室で作成し、副校長会を通じて各学校に通知をしたものであります。いじめの防止、いじめへの対応、生命尊重の視点を重視した生活指導について、改めて各学校に指導の徹底を周知したものでございます。こちらが表面、裏面が通知の内容になっております。

おめくりいただいて2枚目、タイトルは「夏季休業日における生活指導」となっておりますが、同じく副校長会におきまして、夏休みが近かったものですので、夏休みの生活指導上の中でも生命尊重について触れさせていただいて、学校に周知をさせていただきました。

まず、1の(1)の視点でございますが、今申しましたように、生命尊重についての記載でありまして、下線を引きまして強調させていただいた次第でございます。

おめくりいただきまして、裏面の2、いじめと同様に気になります長期欠席児童の状況がどうなっているのかということにつきましても、夏休みに注意深く見てほしいということを改めてお話をさせていただいたところでございます。

続いて、次のページ、4でございます。最近インターネット、携帯電話によるいじめというも

のが非常に問題になってございます。今年に限ったことではございませんが、これまでも夏休みの前に、ないしは長期休業日の前に、(4) というような形にいたしまして、事件・事故に巻き込まれないように生活指導をお願いしますというようなことで通知をさせていただいております。

また、今申しました携帯電話、それからインターネットにつきましては、保護者の協力が何よりでございますので、5番目に保護者に夏季休業日の配慮事項を啓発するというので、4の(4)といたしまして、今申し上げたものを載せさせていただいております。

各学校におかれましては、この通知をもとにいたしまして、各学校ごとに親向けの生活指導の通知、それから子ども向けへのお知らせということで作成をして、現在夏休みに入っているところでございます。

以上、7月11日までの対応といたしましてご報告をさせていただきましたが、ご存じのとおり、東京都では7月17日(火)の段階で、全市区町村の指導事務担当主幹課長が招集されまして、緊急の会議が開かれました。報道等でもご存じだとは思いますが、都教委がこの大津市での事件を受けまして、いじめの実態把握のための緊急調査を行うということでご説明がありまして、実際の調査内容について、指導室・課長を対象に実施の方向ですという説明がございました。それを受けまして作成いたしましたのが、次のところにあります右肩上、青教指第294号 平成24年7月18日、教育長名で通知したものでございます。

なお、この通知をもとに、同日、7月18日午前10時より、前日に私の方で、ご説明をいただきました内容をもとに、今回の資料につきまして臨時の校長会を開催させていただいた次第でございます。

それでは、いじめの実態把握のための緊急調査(通知)につきまして、若干ご説明を加えさせていただきます。

まず前文とともに、1の調査の趣旨というところをご覧ください。いじめについては、問題行動調査、それから東京都はふれあい月間等でも調査をしております。ただ、今回の場合、この調査の仕方がその前の調査とはちょっと変わったところが、この趣旨の中に盛り込まれておりまして、読ませていただきます。「児童・生徒からの情報を的確に把握するとともに、いじめの疑いがあるような事例に対しても、見逃さず迅速に対応する必要があることから、学校におけるいじめの実態を把握する」となっております。この趣旨につきましては、この文章自体は市から発出したものでありますが、東京都の趣旨というところで、同じものを掲載させていただいております。ということで、今回の部分につきましては、実際に子供たちから話を聞いて、それから疑いがあるものまで調査をするというのが大きなところでございます。

それでは裏面にまいります。この中で、この調査が継続的な調査であるということもご説明をいただいたところでございます。4のその他のところでございます。今回上がってきた調査結果をもとに、9月以降にも追跡調査が予定されているということで、(1)に載せさせていただきました。東京都といたしましては、今回の調査をもとに、いじめの疑いがある、いじめを認知し

ているということを対象といたしまして、9月以降の調査を行うということでございます。ただし、9月以降の調査の詳細につきましては、そのときの説明ではお話がございませんでした。

続きまして、今回の調査の中で、先ほども少し述べましたが、調査に当たっての留意点というところで、東京都の方から注意があったことが、大きく2点ございます。そのうちの1点といたしまして、次の調査実施上の留意点というところで、(1)別紙1の質問例をもとに教育委員会で別紙にいじめについての質問を作成いたしましたということで、実際に全児童・生徒に質問紙をもとにしていじめの実態を把握するというところでございます。

そして、飛びますけれども、(3)児童・生徒だけではなく、教員が実際にいじめと認知をしている、いじめとして疑わしいというものにつきましても、今回調査の件数として報告するというところでございます。子供、それから教員、両方の立場からのいじめと認知をされているもの、いじめとして疑わしきもの、こちらについて把握するということが実施上の留意点というところで、都から報告を受けたところでございます。

なお、このペーパーも本市で作成をしたものでございますが、東京都からは明確な質問紙が送られてきたわけではございませんので、私どもといたしましては、東京都からいただいた資料をもとに、本市独自のアンケート調査用紙を作成いたしまして、18日の校長会でご説明させていただいたところでございます。

それが別紙2のものでございます。実際のものは、表面・裏面ということで、学校によってはA3判、A4判等に加工して使っていると思います。もう一つ、東京都からの報告の中で、実際にこれは記名式になっておりますが、記名、無記名については学校の実態に応じて構わないというようなこととなりましたので、そこら辺も加えて話をさせていただいたのと、この文言でございますが、学校で吟味を再度していただきまして、もし不適切、よくわからないようなところがあったら、同じような内容で変えていただいて構わないというようなこともさせていただきました。ただ、ほとんどの学校がこれをもとにして調査を行っていただいたという報告をいただいております。

質問紙といたしましては、こちらが1から裏面まで見ますと6点ございますけれども、5点目までにつきましては、実際に自分がいじめを受けたということで、どんないじめをされたのかということの調査でございます。6番目は、いじめられたことを知っているか、見たことがあるかという、実際に目撃をしたかどうかというところの、友達がいじめられているところを見たことがあるかというような調査でございます。ただし、今回、東京都へ報告する場合の集計につきましては、この大要ごとの集計ではございません。この中で、1件でもあると答えたものは、いじめと認知、ないしはいじめの疑いがあるという件数で上げるものでございますので、これをもとにしていじめが認知されている件数を把握する、疑いのあるものを把握するというところで、これが3つついても1件というような形で上げてあります。

次の参考の写というところをご覧ください。こちらが、今私がずっと説明してまいりましたいじめの調査の、東京都から来た通知でございます。これに沿って、緊急の会議では説明を受けた

わけでございますが、参考の裏面にあります別紙をもとに先ほどのアンケート用紙を作成をさせていただきますというところでございます。

なお、その後に、横型の参考資料1、参考資料2、そして、学校が保護者向けに発出するというところでつくられた参考資料3でございます。ただし、この3点につきましては、すでに年限が前のものがございますので、これをすぐに加工して学校が使って周知をするというものではございません。平成18年度につくられたものがございますので、あくまでも指導の参考にとということで提供があったものでございます。

続きまして、「子どもの命を守ろう」ということで、本来はカラー刷りでございますが、東京都から平成19年度に出た自殺予防の資料でございます。こちら若干年代が古いので、これをそのまま配るということではなくて、指導に役立つようにということで、提供をいただいたものでございます。こちらが、両面で4枚でございます。

以上が、今回、緊急調査というところで私どもの方で各学校に校長先生を通じて配付をさせていただきます、説明を行わせていただいたものでございます。

続きまして、「文部科学大臣談話」というのが入ってございます。こちら、電子データが送られてきたわけではございますが、ただしこちらが送られてきたのが7月20日の午後ということでございまして、各学校が終業式等で使うということではできませんでした。このため、今回、私どもといたしましては、文部科学大臣の談話でございますので、教育長名で各学校に発出し、2学期の始業式等でこちらを周知していただきたいということで、通知をさせていただいたところでございます。

続きまして本市の直近で行いましたいじめ対策の事業でございます。先週の7月24日（火）に、毎年行っております「いじめゼロ宣言子ども会議」が開かれました。各小学校の児童会代表、生徒会代表各2名ずつが中学校区ごとに、いじめをなくすためにはどのような取組を今やっているか、今後どのような取組をしていったらいいのかということにつきまして話し合い、実際に各学校から提言を発表し、お互いに協議をしたところでございます。各中学校区とも、あいさつ運動をもっと強化したいとか、ポスターをつかって回してみたいとか、標語づくりをもっと活性化したいとかいうことで、新たな取組も出てきたり、それからいい取組だなということで他校の取組を早速取り入れた中学校区もございました。

それでは、最後の資料になります。タイトルといたしましては、「平成20年度～22年度までのいじめの認知件数の変化」というところでございます。現在のところ、この資料につきましては、大変申しわけございませんが、「取扱注意」でお願いしたいと思います。というのは、表を見ていただきますと、平成23年度の部分に一部数値を入れてございます。例年、教育委員会でも報告をさせていただいておりますが、東京都の速報値、全国の速報値が出た段階で、この表が全部埋まるわけでございますが、この青梅の数値は東京都の数値、全国の数値をはじき出すための本市の平成23年度の数値でございますので、東京都と文科省がまだ発表になってございませんので、こちらを待ってから、再度教育委員会にご報告をさせていただきたいと思っております。

す。

見ていただきますと、小学校は、平成22年度が21年度より増になりまして、平成23年度も22年度から比べると、件数は増になってございます。逆に中学校ですが、平成22年度から23年度は大幅な減、約半数に件数が減っております。数字だけ見ますと、以上のようなことでございますけれども、小学校の増加につきまして、各学校にヒヤリング（聞き取り）を行ったところ、各学校ごとにこの事件がある前からいじめに対してはやはりアンテナを高く持っていこうということで、調査を複数回行っている学校がふえてきたというところが見られました。ということで、いじめの件数として、いわゆる疑わしいというようなものにつきましてもいじめと認知して対応していこうということもありまして、全体としては増加傾向という件数が出ております。ただし、この中にはありませんけれども、この件数の中で大体10件ぐらを残しては解決が図られているというところが、小学校の方からは報告としては上がってきているところがございます。

今のは平成23年度の状況でございますけれども、24年度もふれあい月間の6月がございましたので、集計をして上げたところでございます。ただ、こちらは都の調査でございますので、数値の方がまだ申し上げられないのが残念なところでございますけれども、6月の調査の大まかな傾向といたしましては、この件数よりは、1学期だけの件数でございますので、少なくともなっております。ただし、この前の緊急調査の詳しい数値につきましては、ご報告がまだできない状態ではありますけれども、今年の6月に、今お話ししましたふれあい月間のいじめの件数よりは、やはり増加をしております。小・中学校ともに増加ということで、疑わしき件数、認知件数を合わせますと、いじめに関する件数として上げている件数は、今回緊急調査では、6月の段階を上回っているというような結果が出ております。

説明が長くなりまして大変申しわけございません。今後も東京都の方の緊急調査の動向、それから文部科学省の動向も踏まえまして対応していくところではございますが、もとよりいじめの未然防止、早期発見・早期解決、そして生命尊重につきましては、繰り返し学校に啓発してまいりたいというふうに考えてございます。

説明は以上でございます。ご協議のほど、よろしく願いたします。

【委員長】 説明は終わりました。ただいま、青梅市でのいじめの問題の取組、それからいじめの実態把握のための緊急調査、そして、いじめの認知件数の変化等の説明がありました。このいじめ問題につきましては、ご承知のとおり大津市で中学2年生男子が同級生によるいじめが原因で自殺するという痛ましい事件が起こり、同中学校での対応および大津市教育委員会の対応について、二転、三転する報道内容や、陰湿ないじめの実態が明らかになるにつれ、全国的な問題となっているものであります。

教育委員会でも、この機会をとらえて、いじめの問題への対応をどうしたらいいか、どうしたら悲劇を繰り返さないようにできるのかなど、委員皆様のご意見等を伺いたいと思います。少し時間をとっていききたいと思います。

それでは、各委員のご発言をお願いいたします。どなたか、口火を切っていただけますか。

【教育長】 ちょっと聞きたいことがあるんですけども、学校が日常的にというか、年間を通して、いじめの認知件数を把握するために、どのくらい、どのようにしているのかということを少し説明していただけますか。

【指導室長】 学校によっては、このアンケート用紙、今回使ったものではなくて、もう既に昨年度、23年度中に独自のアンケートをつくって実施している学校もございます。その実施の回数については、各学校によって違いますけれども、多いところでは年間5回やっているというような学校も報告がございます。また、実際に子供たちの落ち着きの状況を見まして、適宜緊急でアンケート、意識をとってみようというようなところもございます。

もう一つ、これは計数だけではなくて、学級の先生方の感度にもよるんだろうとは思いますが、学級の状況によって、人間関係に少し不安な面がのぞかれたというようなことがありましたら、道徳の授業の単元を変更するなどして、道徳の授業等を通じて、生命尊重・いじめ防止というところに焦点を当てて授業をしていただいている、そういうような学校もございます。

【委員】 きょうの読売新聞の朝刊だったと思うんですけども、いわゆる教育委員会解体論まで含めて、かなり厳しい意見が書いてあったんですが、文部科学省で対策室をつくって、関係機関、警察等も含めて連携を図るというお話が出ていましたけれども、やはりその記事の最後にあったのは、教員、学校、教育委員会の対応が一番大事なんだと書かれていて、まさしくそのとおりだというふうに思いました。

それで、きょういただいた1枚目の資料にも、「どの学校でも起こり得るものという前提に立ち」という、そこにもう一回立ち返らなくちゃいけないんじゃないかなと思うんですね。

今回、大津市の方で、いわゆる教員は気づいていたはずなのにとめない。例えば、7月20日にあるのは、「いじめ現場をとめない教諭」というふうに書かれています。この前にいじめがあって、もういじめだろうと。大体教員ですから、ちょっとした事例でもわかるし、それをやはり事前に、ひどくならないうちに防ぐというのは、最初に見た教員の役割だろうと思うんですね。そこがまず今回、一番欠落していたんじゃないかなというふうに思わざるを得ません。

きょうの資料のアンケートを見てちょっと今疑問に思ったのは、例えばだれかに相談しましたとか、その辺まで含めて聞いていかないと、子供の声がこのアンケートでは届かないんじゃないでしょうか。経験がある、見たことがある、やられたことがあるということだけはわかるんだけど、子供はもっと知ってほしい、気がついてほしいという願いがあると思うんですね、今回の事例を含めても。そこがどうもこのアンケートは、ただ数を把握するためのアンケートのよな気がしてしようがありません。

ちょっと最初に感想で、すみません。

【指導室長】 ありがとうございます。実際に子供たちへどのような視点で聞いていくかというアンケートの内容については、私も吟味は必要があるかなというふうに思っております。今回、こちらを発出したのが終業式前々日というところで、なかなかこちらの精査ができなかった

というところが、私どもとしても反省点でございます。今後、このような調査、アンケートを、もう一回とる機会がございましたら、委員のご意見につきましては吟味して考えていきたいなというふうに思います。ありがとうございます。

【委員】 本当に痛ましい事件で、二度と起こしてはいけない事件だと思います。私は、このアンケートが児童・生徒に対して行われて、あるいは学校の先生方に対してということなんですけれども、保護者の方も何かを感じていたり、あるいは見ていたり、でも学校へ報告するほどではないけれどというようなこともあるのかなと思うんですね。実際、保護者からの情報というのは、保護者も学校の先生に伝えるとか、でもそれを言うほどではないしというようなところもあると思うんですね。ですから、保護者からの情報を得る方法をやはり何か考える。学校評価が各学校で学期ごとに行われているようですけれども、その中で、ちょっと心配なんだけど程度のものでいいので、拾い上げていくようなシステムがあるといいのかなというふうに感じました。

それから、子供たちがいじめを見たり、あるいは実際に自分の身に降りかかってきたりという事で、そういうときに、ここの資料の中にもありますけれども、参考資料3のところに、「いじめに限らず、お子さまについての相談には、様々な窓口があります。是非ご相談ください」とあるんですけれども、とにかく一番最初は学校の先生に相談したいと思っている。でも、相談できないという実態もあるかもしれない。もちろん、学校の校長先生なんか、そんなところにまで話ができないかもしれない。でも、青梅市はあそこに電話したら、青梅市で対応してくれるんだよねとか、大きなところではなくて、もっと身近なところで対応してくれるシステムがあるといいのかなというふうに感じています。

【指導室長】 ご意見ありがとうございます。確かに保護者からの情報によっていじめが発覚するというケースは、問題行動調査の中でも件数が上がってきています。言いやすい、話しやすいという環境を学校がつくっていただくとともに、私どもの方も教育相談室がございますので、電話相談なんかでも受けることができますので、それにつきましては今後とも市民の方々に声が届くように考えてまいりたいと思っております。

【教育部長】 今の指導室長の話をもとに補足しますと、新町小学校で7月20日に夏休み直前号として「新町だより」というのを発行していますが、その裏面に、今説明を受けたいじめの実態把握のためのアンケートについて、きちっと記載がされております。また、「いじめ等についての相談窓口について」ということで、青梅市の場合、「教育相談所いじめ緊急相談窓口 電話0428-23-2200」ときちっと記載されており、その下に東京都として、「東京都教育相談センター、東京都立川児童相談所、立川少年センター、話してみなよ東京子どもネット」があり、そういったものがすべて電話番号と対応時間、例えば24時間対応とか、月曜日から金曜日までの9時から17時までとか書いてあります。こういったことを各学校がしっかりと学校だよりで出していくことが大事なのかなと。保護者にアンケートというより、それも必要ですけれども、こういうことを発信し続けて、先生に話せない、家族にも話せない、どこか第三者にといったときに、そういうところがきちっと用意されているということが必要なのではないかと。学校だよりだけでな

くて、広報でも、できるかどうかわかりませんが、そういったことが必要なのかなというふうに感じております。

【委員】 私は全然違う観点で考えているので、最後にというか、皆さんのお話を聞いてからお話をしようと思っていたんですが、まず今回の大津の事件に関する世の中の議論というんですか、それが私はどうも視点がおかしいんじゃないかというふうに理解しているんです。というのは、問題の本質は何か。いじめの問題なのか、教員の対応の問題なのか、教育委員会の問題なのかといったときに、私はそうじゃなくて、死ぬようなことになっちゃったというのが問題だと思っているんですよ。死ぬようなことになっちゃうというのは、いじめじゃなくてもそういうことも起こり得ることなんですけれども、今回、もしそうでなかったら、こんなに報道されていないし、たぶん死なないで済んでいるケースというのはごまんとあるんじゃないかと、同じようなことになっても。だけど、今回は死ぬようなことになっちゃった。それを何とかしなきゃいけないというのが最初なんじゃないかというのが、私の認識なんです。

そういう命の問題だと、何かいろいろな対策を考えて、プロセスを考えて、それをうまくやってくれるという前提で考えちゃだめで、リスクマネジメントの問題だと思います。だから、例えば今回の大津の一連の報道をずっと見ていると、なかなか頑張っても防ぎようがないような、直前にはいじめの子が家に押しかけているとか、部屋を荒らしたとか、その次に、家族に対して学校に行かなくて済むにはどうしたらいいかと相談したとか書いてあるわけですよ。おそらくそういう事態になったときって、いろいろなことを手を尽くしていったとしても、なかなかそこまで追い込まれちゃうと防ぎようがない。となったときに、最後にとにかく逃げ込めるセーフティネットというんじゃないですけど、もう逃げていいんだと。ちょっと言い方は悪いですが、学校なんか行かなくていい、遠くに逃げていいんだと。まずそれで安全を確保するような、何かそういうものがあって、身の安全をまずは確保してから、ほかのことを一生懸命解決していくという、そういうふうにしなないといけないんじゃないのかなということを強く思っています。それがどういう方法があるのかよくわからないんですが、とにかくまあ隔離しちゃうのかどうするのかわからないんですけど、ある状況になったときにはとりあえずそうしないと、おそらく青梅市だけではなくて全国の学校の数とクラスの数と考えたら、全部の先生が完璧にやれるかという、やっぱりそういうことは絶対なくて、そうすると必ずこういう状況がまた生まれてくる場合が絶対出てくる。そのときに、死なないで済むような何かを、私は欲しいなというふうに思っているんですよ。

【委員】 私も同感なんです。大津の記事で、いじめかどうかにとらわれ過ぎたという指摘があるんですよ。子供にとっては確かにいじめられているというのはあるけれども、命をなくすまで追い詰められたという現実がそこにあるわけですね。そういうときに、委員のおっしゃったような、原因とかそういうことではなくて、そういうときの駆け込み寺、DVなんかの場合には幾つかあるように聞いていますけれども、何かそういう緊急避難場所というんでしょうか、そういうところがぜひ必要じゃないかなと思います。

先週、たしか韓国の取組がありまして、今文部科学省がやろうとしている取組を、韓国は何年か前からやっているそうなんです。それで、本人からすべて、電子データで子供たちが相談できるような、私みたいなアナログではなくて、電子データでどんどんどん子供たちが24時間発信できるようなシステムがあつて、それを担当者が見て、場合によってはいきなり警察の方へ連絡して、ちょっと現場に行ってくださいというぐらいまでのシステムをつくっていると。そして、緊急避難できるスペース、部屋というか、対応もできるようにしているという話があつて、おそらく文科省もそういうところまで目指しているとは思いますが、今、委員がおっしゃったように、すごい数がありますので、なかなか文科省はそのシステムをつくっても早急な対応が難しいので、やはり結局それぞれの自治体で学校と連携して、何かそういう方策を今後打っていくような形にならざるを得ないんじゃないかなというふうに思います。

私が行政にいた平成の初めのころ、いじめ対策のための連絡窓口を書いたカードを全校に配りました。私、その図柄のデザインも二、三枚したので、今でも鮮烈に覚えているんですけども、全員に配りました。全く今と同じ状況が十数年前にも実をいえばあつただけですけども、やはり繰り返し繰り返しきて、忘れられては取り組むという流れがありますので、またこれまでの経験とは違うところで一步踏み込んだ方法をとっていき、また新たな局面に入っているということを認識して入っていかないと、今までと同じ方法ではだめなんじゃないかなと思っています。

【委員】 今のお話の中で、学校と連携してというのがあつたんですけども、今回の報道を見ていて、学校を信じてという、言葉がうまくないかもしれないんですけども、学校サイドと、それからいわゆる被害者サイドみたいに分けてしまうと、それだけではなくて、学校とは別の視点で子供を見てくれるところが必要なのかなというふうに感じるんです。学校イコール教育委員会みたいになってしまうと、もういよいよ自分の子供がどういうふうにしていいかを相談できるところがなくなってしまうのかなと。それでいきなり警察というのもおかしいしということになると、やっぱり先ほど教育相談窓口の電話番号、私も知らなくて申しわけなかったんですけども、そういうふうにあつても、どうせまたここに相談しても教育委員会に言って学校と一緒になつてというふうになってしまうと、それはもう一步、ちょっと違うところで、側面から見てくれる団体というか、窓口があるといいのかなというふうに感じます。

【委員】 人権擁護委員会というのが確かあると思うんですね。そっち方面から、要するに市教委の方に経由してくるケースも実際にはあると思うんですよ。学校に言ったけどだめだった、教育委員会に言ってもだめだったというので、人権擁護委員会に訴えて、そちらの法的根拠にもとづいて調査がもう一回教育委員会の方に返ってくるということも、昔、私、経験したことがあるんですけども。私たち学校関係者とかはそれは望まないかもしれませんが、実際にはシステムとしてはあるんだと思うんですよ、今でも。ところが、それがやはり一般的には知られていないんじゃないかなと。そういうところはいっぱいあると思うんですね。その辺も含めて、まだまだ整理をしなくちゃいけない部分とか、あるいは周知しなくちゃいけない部分とか、いっぱいあるとは思いますが、やはり私は学校だと思えます。一番昼間の子供たちを見ている学校

が、気づく、第一発見者として何らかの措置を打っていくということがなければ、子供たちは安心して学校に、朝、行ってきますとは言えないと思うんですね。そこを忘れてはいけないのではないか、私、教育委員としてはそういうふうに思います。

【委員長】 皆さんからさまざまなご意見をちょうだいいたしました。いじめの問題につきましては、今いろいろな調査が行われていますけれども、その調査結果が出ましたら、また速やかに教育委員会に報告願うとともに、さらに議論を深めたいというふうに思っています。よろしくお願いいたします。

やはり、冒頭に委員がおっしゃったように、いじめは気づくことが大事だと思うんですね。その気づきは、学校だけじゃないんですね。地域もかかわっている。というのは、やはり成功事例なんかにもありますように、地域の登下校の様子がおかしいという情報が学校にもたらされて、よく継続観察をして見つけたという事例もあります。ですから、失敗事例だけ取り上げるんじゃなくて、何かいいきっかけがあつて未然に防げたとか、深刻な事態にいく前にストップがかかったとか、そういう事例も時折取り上げて、そこから学ぶというようなこともこれからは必要なことかなというふうに思います。

これから具現化できるものについてはご検討いただき、いじめで苦しむ児童・生徒が一人でもなくなるようにしていきたいと考えます。

それでは、いじめの問題につきましての取組について、の議論はこれで終了いたします。

2 平成25年度使用教科用図書の採択について(指導室)

【委員長】 次に、協議事項2を議題といたします。平成25年度使用教科用図書の採択について、説明をお願いいたします。

【指導室長】 それでは、平成25年度使用教科書の採択につきまして、ご説明をさせていただきます。

まず、本年度の経過につきまして初めにご説明をさせていただきたいと思えます。

平成25年度に青梅市で使用する教科用図書の採択につきましては、本年5月7日に行われました第2回教育委員会定例会におきまして、平成25年度青梅市特別支援学級教科用図書採択要領につきましてご協議をいただき、ご承認をいただいたところでございます。このことを受けまして、6月18日に第1回青梅市特別支援学級教科用図書検討委員会が開催されました。以降、7月17日までに、各学校におきまして、児童・生徒の実態を踏まえ、使用教科書についての調査検討が行われた次第でございます。

7月19日に第2回検討会が開催されました。第2回検討会では、各学校からの調査検討結果をご報告いただき、教育委員会での報告書をまとめたところでございます。

また、本日はございますが、8月2日の午前中に教育委員協議会を開催していただきまして、調査検討結果をご報告させていただいた次第でございます。

それでは、協議資料の2をご覧くださいませでしょうか。1枚目から3枚目につきましては、

学校教育法附則第9条に規定された図書につきまして、各学校において検討委員を中心に調査検討した結果を事務局として一覧にまとめたものでございます。1枚目、2枚目が小学校、3枚目が中学校となっております。4枚目につきましては平成22年度に採択いただきました小学校、おめぐりいただきまして、5枚目につきましては平成23年度に採択いただきました中学校のそれぞれ文部科学省検定済教科書ならびに文部科学省著作教科書の一覧となっております。

以上、平成25年度に使用いたします教科用図書の採択につきまして、よろしくご協議の上、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

【委員長】 説明は終わりました。ただいまの説明に対して、何かご質問、ご意見等ございますか。

【委員】 小学校と中学校にそれぞれ第9条の図書が分かれていて、最後に現在青梅市で使っている検定済教科書が書かれておりますけれども、最初の方の学校教育法附則第9条の図書の方は、本市の特別支援学級で使う教科書をすべて一覧にまとめたというふうに理解すればよろしいでしょうか。

【指導室長】 委員のおっしゃるとおりでございます。本市で使用します一般図書でございます。

【委員】 確認ですけれども、ということは、知的あるいは自閉症、情緒のそれぞれの学級の学年の子供たち、児童・生徒の実態に応じて、それぞれこの中から学校は教科書を決め、授給するというか、そういうことで考えてよろしいでしょうか。

【指導室長】 そのとおりでございます。学級の実態、子供の実態に応じて、こちらの方から使用してまいります。

【委員長】 ほかにございますか。よろしいですか

協議事項ですのでお諮りいたします。

本件を承認することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

【委員長】 異議なしと認めます。よって、平成25年度使用教科用図書の採択について、は承認されました。

~~3 青梅市公立学校教員海外姉妹都市派遣研修実施要綱の一部改正について(指導室)削除~~

4 ふれあいセンター施設の再編について(社会教育課)

【委員長】 次に、協議事項4を議題といたします。ふれあいセンター施設の再編について、説明をお願いいたします。

【社会教育課長】 ふれあいセンター施設の再編についてご説明いたします。協議資料4をご覧くださいたく存じます。

大変恐縮ですが、資料に誤字がございまして、修正をいただきたくお願いいたします。下から6行目なんですけれども、「施設の再編」というふうに書いてあるんですが、「施設の新設」とい

うふうに修正をお願いしたいと存じます。大変申し訳ございませんでした。

それでは、ご説明いたします。

1、再編の概要でございます。青梅市が所有する公共建築物は膨大な量となっておりまして、今後の維持管理にかかる経費の増大が予想されております。

教育委員会が所管する上成木ふれあいセンターおよび北小曾木ふれあいセンターは、いずれも昭和49年度に建設された施設であり、建物の老朽化が進み、利用者も少ない施設であります。

平成23年3月に策定されました「青梅市公共建築物保存整備計画」におきましては、この二つのふれあいセンター、上成木ふれあいセンターと北小曾木ふれあいセンターは、建物・設備ともに劣化しており、今後多額の修繕料が見込まれること、利用者が少ないことから、「課題のある施設」として挙げられました。

市では、この二つのふれあいセンターの今後について検討し、平成25年3月31日をもって上成木ふれあいセンターを廃止し、北小曾木ふれあいセンターに統合したいと考えております。

2、経過でございます。平成20年から平成24年度の5年間を計画期間とする「第5次青梅市総合長期計画後期基本計画」におきまして、建築物や施設を総合的に管理・活用・処分を行うマネジメント手法、ストックマネジメント手法の導入が位置づけられました。

これにもとづきまして、平成20年11月、計画策定に向けた「青梅市公共建築物保全整備計画策定委員会」が設置されました。

平成23年2月、二つのふれあいセンターのあり方につきまして、平成23年度から検討を開始することとし、青梅市自治会連合会第7支会の自治会長に報告をいたしました。

平成23年3月、「青梅市公共建築物保全整備計画」が策定され、「課題のある施設」として、これら二つのふれあいセンターを含む23の施設が挙げられました。

平成23年4月1日、上成木ふれあいセンターおよび北小曾木ふれあいセンターのあり方検討委員会を設置し、検討を開始いたしました。

平成23年5月25日には、「青梅市公共建築物保全整備計画推進委員会」が設置されました。

平成23年6月、第7支会に対しまして意向調査を、そして施設利用者にアンケートを実施いたしました。

平成23年8月25日、教育委員会（定例会）におきまして、これらの検討経過の報告をさせていただきます。

その後、成木地区の二つのふれあいセンターについて、北小曾木ふれあいセンターに統合する方向で調整を進めまして、平成24年1月、第7支会および成木地区教育環境等研究会に検討結果の説明をいたしました。その後、平成24年2月、そして24年5月にも地域に説明を行ったところでもあります。

このように、地域への説明を行ってまいりました結果、3、地域の下承に記載のとおり、地域におきまして、教育施設としての上成木ふれあいセンターの廃止、北小曾木ふれあいセンターへの統合は理解が得られたところであると考えております。

なお、地域としては、教育施設ではなく、必要最低限の機能を持った施設の新設を含め、選挙会場、災害時避難場所（避難所）、地元行事の際の駐車場としての機能は存続してほしいという意向がございまして、この点につきまして市長部局において検討していくこととなっております。

今後のスケジュールでございます。平成24年第3回市議会（定例会）（9月）の全員協議会において報告、そして第4回市議会（定例会）（12月）での条例改正を目指したいと考えております。

本年度いっぱい、平成25年3月31日をもって、上成木ふれあいセンターを廃止し、北小曾木ふれあいセンターに統合することにつきまして、ご協議いただき、ご承認賜われますようお願い申し上げます。

以上でございます。

【委員長】 説明は終わりました。ただいまの説明に対して、何かご質問、ご意見等ございますか。

【委員】 先ほど訂正で、新設という言葉が使われたんですが、どちらかというと、市の担当部署の方が最終的にはそっちの方向を出していくことになるのか、教育委員会として要望を出せるのかどうかわかりませんが、いわゆる今の北小曾木の建物をそのまま使うのであれば、私、1年間使わしていただいた経験でいいますと、外装はどうされるのかなとか、耐震性の問題もそうですし、それから駐車場がたぶん10台ぎりぎりぐらいしかないので統合して大丈夫なのかなということと、それから、夏になると網戸がないのでスズメバチとかアブとか入っていて、とても大変な思いをしたんですけれども、そういうことまで含めて考えたときに、いわゆる今後の施設としてどういうふうに改装されていくのか、あるいは新設されていくのか。その辺が、どういう形で私たちが意見を申し上げていいのか、ちょっとよくわからないなと思いました。

【社会教育課長】 まず、ふれあいセンターというこの施設が、教育施設ということで今現在ありますけれども、教育施設としてはもうその使命を終わったのではないかということで、ふれあいセンター条例から外すということについてご意見をお伺いしたいと思っております。

以上でございます。

【委員長】 よろしいですか。

協議事項ですのでお諮りいたします。

本件を承認することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

【委員長】 異議なしと認めます。よって、ふれあいセンター施設の再編について、は承認されました。

【議案の追加】

【委員長】 次に、先ほど、協議事項2が承認されたことに伴い、議案1件が追加されるとのことです。

つきましては、本日の日程に議案第11号平成25年度使用教科用図書の採択について、を追加し、議題としたいと思いますが、ご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

【委員長】 異議なしと認め、本日の日程に議案第11号を追加し、議題といたします。

日程第5 議案審議

議案第11号 平成25年度使用教科用図書の採択について

【委員長】 それでは、議案第11号平成25年度使用教科用図書の採択について、説明をいたします。

平成25年度使用教科用図書の採択につきまして、提案理由の説明をいたします。

義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律（昭和38年法律第182号）第13条および第14条の規定にもとづき、平成25年度から使用する教科書を採択する必要があるため、この案を提出するものであります。

つきましては、別紙に記載されております平成25年度使用教科用図書一覧表をご覧いただきながら、採決をさせていただきたいと思いますが、

小学校および中学校の教科用図書一覧表中、1が文部科学省検定済教科書、2が文部科学省著作教科書、そして3が学校教育法附則第9条による図書の採択案でございます。

本件につきましては、先ほどの協議事項においてもご協議をいただいておりますので、お目通しの上、これで問題がなければ採決させていただきたいと思いますが、よろしいでしょうか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

【委員長】 それでは、これより採決いたします。

本件を原案どおり決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

【委員長】 異議なしと認めます。よって、議案第11号平成25年度使用教科用図書の採択について、は原案どおり可決されました。

日程第6 委員長閉議および閉会宣言

【委員長】 以上で、予定された案件についてはすべて終了いたしました。

その他何かありますか。

それでは、今後の日程について総務課長から説明をお願いいたします。

【総務課長】 それでは、今後の日程について説明させていただきます。

8月23日（木）教育委員会定例会9月分がでございます。時間は、通常より30分繰り下げ午後2時からとさせていただきます。これは当日、決算審査の講評が午後1時過ぎに予定されているためであります。なお、会場はこの場所で行いたいと存じますので、ご出席のほどよろしくお願い申し上げます。

また、同日、定例会終了後、中学校長との懇談会を午後4時から予定しておりますので、よろしくお願いたします。

今後の日程については以上でございます。

【委員長】 23日は30分繰り下げて行うということですので、ご承知ください。

以上で本日の日程は終了しましたので、閉会といたします。お疲れ様でした。

青梅市教育委員会会議規則第29条の規定により、ここに署名する。

青梅市教育委員会委員長

青梅市教育委員会委員